

吹田市立コミュニティセンター条例施行規則新旧対照表

は改正箇所

新	旧
<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 条例別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、和室、創作室又は多目的ホール（舞台を使用しない場合に限る。）を個人使用しようとする場合は、個人使用簿に必要事項を記載することにより、これに代えることができる。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）</p> <p>(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）</p> <p>2 前項本文の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下この項及び第14条第1項において「使用日」という。）の6月前（市外の者にあつては、3月前）の日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項ただし書の規定による申請は、使用しようとする日の当日に限り、行うことができる。</p>	<p>(使用の申請)</p> <p>第4条 センターの施設を使用しようとする者（第4項に規定する者を除く。）は、市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。</p> <p>2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 市内使用者（住所（法人にあつては、事務所の所在地）が市内である者をいう。以下この項において同じ。）の使用に係る抽選申込み 使用日の7月前の日の属する月の25日から末日まで</p> <p>(2) 市内使用者の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで</p> <p>(3) 市外使用者（市内使用者以外の者をいう。次号において同じ。）の使用に係る抽選申込み 使用日の4月前の日の属する月の25日から末日まで</p> <p>(4) 市外使用者の使用に係る先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の前日まで</p> <p>3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から起算して7日以内（先着申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の前日まで）に、使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかったときは、その者の当選又は先着申込みは、なかったものとみなす。</p> <p>4 内本町コミュニティセンター又は亥の子谷コミュニティセンターの和室、創作室又は多目的ホール（舞台を使用しない場合に限る。）を個人使用しようとする者は、使用日の当日に、個人使用簿に必要事項を記載しなければならない。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。</p>

新	旧
<p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 専用使用者は、<u>使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用時間の超過)</p> <p>第9条 使用時間の<u>超過は、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 専用使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>許可を受けた使用日時等</u></p> <p>(3) <u>取消しの理由</u></p> <p>(入場料等を徴収するときの使用料)</p> <p>第11条 専用使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、<u>当該各号に定める割増率</u></p>	<p>(使用内容の変更)</p> <p>第8条 専用使用者は、<u>使用附属設備、使用目的、使用人数又は入場料等徴収の有無の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>(使用時間の超過)</p> <p>第9条 使用時間の<u>超過(第4条及び第5条に定める手続により許可を受けた使用時間と引き続く条例別表に使用料の定めのある時間帯以外の時間に使用することをいう。)</u>は、<u>使用日の当日に限り申請することができるものとし、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 超過時間の<u>使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第10条 専用使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書<u>その他の市長が必要と認める書類</u>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(入場料等を徴収するときの使用料)</p> <p>第11条 専用使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、次の各号に掲げる区分に応じ<u>当該各号に定める割増使用</u></p>

新	旧
<p>によって算出した金額を使用料として徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 入場料等の金額が500円未満の場合 <u>10割</u></p> <p>(2) 入場料等の金額が500円以上の場合 <u>20割</u></p> <p>(附属設備等)</p> <p>第12条 -----略-----</p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第13条 条例第6条第2項の規定により<u>センターの施設の使用料</u>を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>2 <u>センターの施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の氏名等</u></p> <p>(2) <u>使用日時等</u></p> <p>(3) <u>減額又は免除の理由</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 条例第6条第3項ただし書の規定により<u>センターの施設の使用料の還付</u>を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 専用使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>2 <u>センターの施設の使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書又は当日使用券及び使用内容変更許可書</u></p>	<p>料を併せて徴収する。ただし、入場料等の徴収が営利又は営業を目的とするものでないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 入場料等の金額が500円未満の場合 <u>条例別表に定める使用料の10割</u></p> <p>(2) 入場料等の金額が500円以上の場合 <u>条例別表に定める使用料の20割</u></p> <p>(附属設備等)</p> <p>第12条 -----略-----</p> <p><u>2 附属設備等の使用料は、使用日の当日に納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減額又は免除)</p> <p>第13条 条例第6条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。</p> <p>(使用料の充当及び還付)</p> <p>第14条 <u>専用使用者が使用取消届を提出した場合（既納の使用料がある場合に限る。）において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。</u></p> <p>2 条例第6条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 専用使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料 <u>(充当をしたときは、その額を控除した額)</u> の5割</p>

新	旧
<p>又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 申請者の氏名等</u></p> <p><u>(2) 許可を受けた使用日時等</u></p> <p>(読替え)</p> <p>第23条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第14条第1項並びに第18条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p>	<p>(3) -----略-----</p> <p><u>3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書に押印の上、使用許可書又は当日使用券その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(読替え)</p> <p>第23条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、<u>第4条第3項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第14条第2項並びに第18条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p>